

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年5月10日付け中環第220号で行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は、対象文書が公文書には該当しないとする実施機関の判断は妥当であるといえないことから、これを取り消し、対象公文書を特定し直した上で、開示請求に対する処分をすべきである。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年4月20日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「令和3年度から令和6年度4月における埼玉県中央環境管理事務所における職員から毎年徴収している。または、徴収済みの、お茶等の購入費及び冠婚葬祭等の収支などに関する互助会的な会則並びに決算（各職員への還付金の計上を含む）書面一切の資料」（以下「本件対象文書」という。）と記載した公文書開示請求書を提出し、該当する公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、「当該文書は、職員が職務上作成し、又は取得した文書に該当しないものであり、公文書に該当しないため。」との理由で、本件処分を行い、令和6年5月10日付けで審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、令和6年8月3日付けで、本件処分を取り消すとの裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和6年12月13日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、令和7年5月29日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 関係法令について

「公文書等の管理に関する法律」等、各種公文書関係法規が定義する「公文書」「行政文書」の要件は、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものと規定されている。

イ 公開を求める公文書について

公開を求める公文書は、「令和3年度から令和6年度4月における埼玉県中央環境管理事務所における職員から毎年徴取している。または、徴取済みのお茶等の購入費及び冠婚葬祭の収支などに関する互助会的な会則並びに決済（各勤務員への還付金を含む）一切の資料」である。

ウ 埼玉県中央環境管理事務所（以下「中央環境事務所」という。）から情報公開制度としてではなく元会員として送付された中央環境事務所の親睦会則「埼玉県中央環境管理事務所緑清会会則」（以下「会則」という。）について

会則中に記載された「歓送迎会」は、毎年の恒例行事となっており、本年度、退職者である審査請求人も参加した。審査請求人は、この時、年次休暇中であったことから、私的参加となっていたが、大半の職員は勤務時間中の行事であった。この日に開催された送別会は、もちろん会則に根拠を置くものと考えられ、当然、勤務時間中に举行された行事は、たとえ中央環境事務所の行政事務に直接関与することなくとも、職員の親睦を図る職務の一環行事であったことに間違いはなく、これをもってしても、本会則を含め、職務行為に係る文書規定であり、今回請求した関係文書については、行政文書と考えて差し支えないものと判断する。

エ 上記ア～ウを踏まえた見解

中央環境事務所の「職務上作成し、又は取得した文書に該当しない」ことから公文書に該当しない旨の説明に対し、審査請求人は以下のとおり主張する。

- ・中央環境事務所職員が上司の命によって、事務担当職員が勤務時間中に作成された文書

※入力日時、職員は、貴所でも調査可能

- ・中央環境事務所が管理している事務ポータルサイトに保管管理している文書

※入力日時、職員は、貴所でも調査可能

よって、請求した文書は、公文書として不服を申し上げる次第である。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

本件対象文書が「公文書」に当たるかどうかの判断は、条例第2条第2項の「この条例において『公文書』とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。（略）」及び、「埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（平成20年2月22日総務部長決裁）」のうち「第2公文書該当性に関する判断基準」の「1『実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した』とは、実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいい、（略）」の規定に基づき行ったものである。

「緑清会」は、職員相互の親睦を図ることを目的とし、中央環境事務所に勤務する職員で組織される任意団体である。したがって、埼玉県行政組織規則における所掌事務に規定されているものではなく、職員に遂行すべき事務として課内の事務分掌で割振りや指示も行っていないことから、職務上作成し、又は取得した文書に該当しない。

また、会則第4条には、会則で規定されていない事業を実施しようとする時は、総会の議決を得なければならないと規定している。これは、緑清会の運営等に係る意思決定は会員の総意によるものとされており、会長である所属長の命令のみでは実施できない

形となっていることを明確に示すものである。

また、職員の緑清会への加入が任意であることを考えても緑清会は職務により行われているものではなく、任意団体である緑清会が作成した決算書類等の関係資料を、受け取っている事実もない。

については、当該文書は職員が職務上作成し、又は取得した文書に該当しないと判断した。

審査請求人の主張する上記審査請求の理由ウについては、会則に記載される「歓送迎会」は、併記されている「暑気払い」、「忘（新）年会」と同様、勤務時間外に、職場外において、飲食を伴う形で行われる会合を示している。なお、当該「歓送迎会」に当たる会合は、審査請求人が在籍した令和3年度から5年度はコロナ禍を理由に開催されていない。審査請求人が指摘する「歓送迎会」は、親睦会を設けていない課所室でも通常行われる、年度の勤務初日及び年度の勤務最終日での異動対象者の挨拶の場（5分程度）であり、緑清会における行事「歓送迎会」には当たらない。令和5年度の勤務最終日である令和6年3月29日には、審査請求人が当該「挨拶の場」に参加し、会則に記載される「退職祝」の「花束」の贈呈が勤務時間内（10秒程度）で行われているが、このことのみをもって親睦会の決算書類が職務行為に係る文書、公文書であるとの見解は認められない。

審査請求人の主張する上記審査請求の理由エについては、はじめに、「上司の命」との指摘について、前述のとおり、職員に遂行すべき事務として事務分掌で割振りや指示も行っていないことから、職務上作成し、又は取得した文書に該当しない。また、緑清会の運営等に係る意思決定は会員の総意によるものであること、実態としては幹事職員が相談をしながら運営を行っていることから、所属長の命令により行われたものではなく、その資料作成作業も職務には当たらない。緑清会の関係書類の一部、会計に係る資料は、電子データとして「Box」に保管されているのは事実ではあるが、便宜上 Box に保管をしているものの、県庁全体で運用する文書管理方法「ファイリング・システム」のルールに則って管理をしているものではなく、保存年限も規定されるものではない。また、保管に当たっても所属長の命令はなく、職務上共有、利用しているものではない。

このことから、総合的に考慮すれば、公文書として組織的に用いているものではなく、また、組織として管理されているものではない。

以上から、緑清会の運営は、職員に遂行すべき事務として事務分掌で割振りや指示も行っているものではなく、組織として所属長の命令により行われているものではないことから、決算書類は職員が職務上作成したものには該当せず、かつ、当所として組織的に用いるものとして取得・保有しているものではないため、請求者の求める資料について「公文書に該当しない」とした本件処分は妥当である。

については、本件審査請求は、棄却されることが妥当であると考えます。

## 5 審査会の判断

### (1) 公文書該当性の判断基準について

条例第2条第2項は「『公文書』とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定している。また、埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（平成20年2月22日総務部長決裁）（以下「審査基準」という。）第2の1は、「『実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した』とは、実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいい、（略）」、第2の3は、「『当該実施機関の職員が組織的に用いるもの』とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味する。」とそれぞれ規定している。当審査会もこれら規定に沿って、以下、本件対象文書の公文書該当性について判断する。

### (2) 公文書の該当性について

ア 実施機関の説明によると、対象文書の作成は、職員の遂行すべき事務として事務分掌で割振りや指示も行っておらず、緑清会の運営等に係る意思決定は会員の総意によるものであること、実態としては幹事職員が相談をしながら運営を行っている

ことから、所属長の命令により行われたものではなく、その資料作成作業も職務には当たらない旨を主張する。

しかし、前提として、地方公務員の厚生制度は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条において、地方公共団体の実施しなければならない業務の一部として位置づけられている。当審査会が調査及び実施機関からの意見聴取を実施したところ、緑清会は、埼玉県職員の互助共済団体に関する条例（昭和40年埼玉県条例第33号）により設置された埼玉県職員互助会と同様に慶弔慰金の給付を行っていること、職務時間中に職員が飲むお茶等の共同購入をしていることが確認された。このような緑清会の実態に鑑みると、緑清会の行う事業は職場内の福利厚生事業に該当するものと認められることから、業務の一部ではないとはいえない。

また、実施機関の説明によれば、緑清会の組織の構成は、中央環境事務所長が会長を、同副所長が副会長を務めており、また、緑清会の会費の徴収額は、会員の職位に応じた傾斜配分となっている。さらに、実施機関の説明によれば、近年は緑清会の総会を開催していないということであるから、緑清会の運営は、実態上は、中央環境事務所長である緑清会会長の権限と責任において、中央環境事務所の業務に付随して行われていると推認される。

加えて、実施機関の説明によれば、緑清会の運営に係る文書の中には業務時間中に作成されたものがある。

よって、本件対象文書は、職務上作成されたものと評価される。

イ 本件対象文書が共有フォルダに保管されていることについて、実施機関は、緑清会の関係書類の一部、会計に係る資料は、電子データとして「Box」に保管されているのは事実ではあるが、便宜上「Box」に保管をしているものの、保管するに当たって所属長の命令はなく、職務上共有、利用しているものではない。このことから、総合的に考慮すれば、公文書として組織的に用いているものではなく、また、組織として管理されているものではない旨を主張する。

しかし、実施機関の説明によれば、実施機関は、本件対象文書を、埼玉県が電磁的記録で作成し、又は取得した公文書の保管及び管理のため導入しているクラウド

ストレージサービス「Box」の中央環境事務所フォルダ内の直下に作成された「緑清会フォルダ」にて、中央環境事務所の職員であれば誰でも利用できる状態で保管し、及び管理している。この点について、前述の通り、緑清会の事業は、職場内の福利厚生事業であり、業務の一部ではないとはいえ、本件対象文書を「Box」で保管し、及び管理していることは、仮に本件対象文書が職務上作成されたものでないとしても、これを職務上取得したと評価できる。

ウ また、実施機関の説明によれば、「Box」内で保管し、及び管理する目的は、緑清会の事業の実施及び事務引継ぎの便宜のためであるというから、本件対象文書は職員間で共有されているものであることは明らかであり、組織共用文書として保管し、及び管理している文書であるといえる。

## (2) 小括

以上のことから、本件対象文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであり、公文書に該当すると判断する。よって、本件処分は、対象文書が公文書には該当しないと判断する実施機関の判断は妥当であるといえないことから、これを取り消し、対象公文書を特定し直した上で、本件開示請求に対する処分をすべきである。

## (3) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

## (4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

原島 良成、太田 航平、平本 沙乙里

審議の経過

年 月 日	内 容
令和6年12月13日	諮問(諮問第382号)を受け、弁明書の写しを受理
令和7年4月24日	審議(第二部会第185回審査会)
令和7年5月29日	実施機関から意見聴取及び審議(第二部会第186回審査会)
令和7年6月26日	審議(第二部会第187回審査会)
令和7年7月24日	審議(第二部会第188回審査会)、答申